

第 6 8 5 号
平成23年5月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告 示	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	116	2
・ 放置自転車等の保管について	117	2
・ 放置自転車等の保管について	118	3
・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて	119	3
・ 公示送達について	120	3
・ 公示送達について	121	4
・ 放置自転車等の保管について	122	4
・ 平成22年度天理市一般会計補正予算 (第6号)及び平成22年度天理市老 人保健特別会計補正予算(第2号) の要領について	123	4
・ 放置自転車等の保管について	124	6
・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて	125	6
・ 放置自転車等の保管について	126	6
・ 放置自転車等の保管について	127	7
・ 放置自転車等の保管について	128	7
・ 放置自転車等の保管について	129	8
・ 放置自転車等の保管について	130	8
・ 放置自転車等の保管について	131	8
・ 放置自転車等の保管について	132	9
・ 放置自転車等の保管について	133	9
・ 放置自転車等の保管について	134	9
・ 放置自転車等の保管について	135	10
・ 放置自転車等の保管について	136	10
・ 放置自転車等の保管について	137	11
・ 放置自転車等の保管について	138	11
・ 国土調査の実施について	139	11
・ 放置自転車等の保管について	140	12
・ 放置自転車等の保管について	141	12
・ 自転車等駐車場における放置自転車 等の保管について	142	12
・ 放置自転車等の保管について	143	13

公 告	番号	頁数
・ 天理市学童保育所の指定管理者の代 表者の変更について	14	13
教育委員会		
・ 定例教育委員会の招集について	6	13
農業委員会		
・ 農業委員会の招集について	6	14
選挙管理委員会		
・ 選挙人名簿に登録する者の氏名等を 記載した書面の縦覧について	23	14
・ 選挙権を有する者の直接選挙に必要 な選挙人の数について	24	14
・ 天理市議会議員選挙の期日等につい て	25	14
・ 天理市議会議員選挙における選挙運 動に関する支出の制限について	26	14
・ 天理市議会議員選挙における選挙長 及びその職務を代理する者について	27	15
・ 天理市議会議員選挙における各投票 区の投票管理者及びその職務を代理 すべき者について	28	15
・ 天理市議会議員選挙における各投票 区の投票所の場所について	29	15
・ 天理市議会議員選挙における開票事 務と選挙会事務の合同について	30	15
・ 天理市議会議員選挙における開票事 務と併せて行う選挙会の場所等につ いて	31	15
・ 天理市議会議員選挙における選挙公 報に掲載する順序を定めるくじにつ いて	32	15
・ 天理市議会議員選挙における各投票 所ないにおける氏名等掲示順序を定 めるくじについて	33	16

・天理市議会議員選挙における期日前投票所の場所について	34	16
・天理市議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者について	35	16
・天理市議会議員選挙における選挙長の事務を行う場所について	1	16
・天理市議会議員選挙における選挙長の公印の定めについて	2	16
・天理市議会議員選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う場所及び日時について	3	16

・天理市議会議員選挙につき候補者として届出のあった者について	4	17
・天理市議会議員選挙における当選人の住所及び氏名について	36	17
公営企業		
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	5	17
・天理市上下水道局職員就業規則の一部改正	9	18

告 示

(平成23年4月6日揭示済)

天理市告示第116号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年4月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月6日から平成23年6月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743 - 62 - 7778
天理市総務部地域安全課 電話0743 - 63 - 1001

(平成23年4月7日揭示済)

天理市告示第117号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成23年4月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年4月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月7日から平成23年6月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間 午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年4月8日揭示済)

天理市告示第118号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年4月8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月8日から平成23年6月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(平成23年4月11日揭示済)

天理市告示第119号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、庵治町青垣自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成23年4月11日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市庵治町449番地16 松 本 辰 哉
変更後 代表者 天理市庵治町470番地30 辻 谷 貞 光
変更年月日 平成23年4月1日

(平成23年4月11日揭示済)

天理市告示第120号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成23年4月11日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略
(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成23年4月11日揭示済)

天理市告示第121号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成23年4月11日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略
(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成23年4月11日揭示済)

天理市告示第122号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年4月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月11日から平成23年6月9日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年4月12日揭示済)

天理市告示第123号

平成23年3月31日付けで専決を行った、平成22年度天理市一般会計補正予算(第6号)及び平成22年度天理市老人保健特別会計補正予算(第2号)の要領は、次のとおりである。

平成23年4月12日

天理市長 南 佳 策

平成22年度天理市一般会計補正予算（第6号）

平成22年度天理市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		511,330	0	511,330
	1 基金繰入金	451,994	△11,482	440,512
	2 特別会計繰入金	59,336	11,482	70,818
歳入合計		24,749,978	0	24,749,978

平成22年度天理市老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成22年度天理市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,482千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,984千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸収入		4	11,482	11,486
	2 雑入	3	11,482	11,485
歳入合計		4,502	11,482	15,984

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		千円 1,160	千円 11,482	千円 12,642
	2 繰出金	1,118	11,482	12,600
歳 出 合 計		4,502	11,482	15,984

(平成23年4月12日揭示済)

天理市告示第124号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年4月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月12日から平成23年6月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年4月13日揭示済)

天理市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、柳本町幸町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成23年4月13日

天理市長 南 佳 策

変更前 主たる事務所 天理市柳本町976番地6
代表者 天理市柳本町976番地6 三宅 孝 雄
変更後 主たる事務所 天理市柳本町968番地15
代表者 天理市柳本町968番地15 木下 晴 康
変更年月日 平成23年4月3日

(平成23年4月13日揭示済)

天理市告示第126号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成23年4月13日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年4月13日から平成23年6月11日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年4月14日揭示済)

天理市告示第127号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月14日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年4月14日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年4月14日から平成23年6月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年4月14日揭示済)

天理市告示第128号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月14日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年4月14日

3 移動対象区域

天理市富堂町98番地1先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年4月14日から平成23年6月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年4月14日揭示済)

天理市告示第129号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年4月14日
 - 3 移動対象区域
天理市九条町621番地1先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月14日から平成23年6月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年4月15日揭示済)

天理市告示第130号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年4月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月15日から平成23年6月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年4月18日揭示済)

天理市告示第131号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年4月18日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年4月18日から平成23年6月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年4月19日揭示済)

天理市告示第132号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月19日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年4月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年4月19日から平成23年6月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年4月20日揭示済)

天理市告示第133号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年4月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年4月20日から平成23年6月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年4月20日揭示済)

天理市告示第134号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項

の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年4月20日
 - 3 移動対象区域
天理市指柳町2 2 3番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月20日から平成23年6月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年4月21日揭示済)

天理市告示第135号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年4月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月21日から平成23年6月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年4月22日揭示済)

天理市告示第136号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年4月22日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成23年4月22日から平成23年6月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年4月25日揭示済)

天理市告示第137号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年4月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月25日から平成23年6月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年4月26日揭示済)

天理市告示第138号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年4月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月26日から平成23年6月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年4月27日揭示済)

天理市告示第139号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 国土調査として事業計画が公示された年月日 平成23年4月19日
- 2 調査を実施する者の名称 天理市
- 3 調査地域 天理市川原城町及び山田町の各一部の地域
- 4 調査期間 平成23年4月28日から平成24年3月30日まで

(平成23年4月27日掲示済)

天理市告示第140号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年4月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月27日から平成23年6月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年4月28日掲示済)

天理市告示第141号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年4月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年4月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年4月28日から平成23年6月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年4月28日掲示済)

天理市告示第142号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

- 2 撤去日
平成23年4月28日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 平成23年4月28日から平成23年10月31日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話 0743-63-7210
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成23年5月2日揭示済)

天理市告示第143号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年5月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年5月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年5月2日から平成23年6月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成23年4月6日揭示済)

天理市公告14号

天理市学童保育条例(平成15年3月天理市条例第9号)第7条の規定により指定した指定管理者から、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年6月天理市条例第27号)第18条の規定に基づく代表者の変更届が提出されたので、同条例第10条の規定により、公告する。

平成23年4月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 変更後の代表者の住所・氏名
住所 天理市別所町261-3
氏名 丸澤 憲治
- 2 変更年月日
平成23年4月1日

教育委員会

(平成23年4月28日揭示済)

天教告示第6号

平成23年5月11日午前9時30分から5月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年4月28日

天理市教育委員会

農業委員会

(平成23年5月2日揭示済)

天農委告示第6号

平成23年5月10日午後4時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成23年5月2日

天理市農業委員会
会長 森田周作

- 議案第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条に関する許可申請について
議案第2号 農業経営化基盤強化法(昭和55年法律第65号)による農地利用集積計画について
議案第3号 平成22年度天理市農業委員会の活動計画等の点検・評価の決定について
議案第4号 平成23年度天理市農業委員会の活動計画等の決定について
議案第5号 その他
相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成23年4月12日揭示済)

天選告示第23号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成23年4月17日の1日間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。
平成23年4月12日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成23年4月16日揭示済)

天選告示第24号

平成23年4月16日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成23年4月16日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 50分の1の数 1,070人
6分の1の数 8,917人
3分の1の数 17,833人

(平成23年4月17日揭示済)

天選告示第25号

天理市議会議員選挙を次のように行う。
平成23年4月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 選挙の期日 平成23年4月24日
- 2 選挙すべき議員の数 18人

(平成23年4月17日揭示済)

天選告示第26号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成23年4月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(平成23年4月17日揭示済)

天選告示第27号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成23年4月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
天理市櫛本町1504番地1	堀内靖介	天理市福住町7821番地	久保善史

(平成23年4月17日揭示済)

天選告示第28号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成23年4月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成23年4月17日揭示済)

天選告示第29号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成23年4月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成23年4月17日揭示済)

天選告示第30号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行う。

平成23年4月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

(平成23年4月17日揭示済)

天選告示第31号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙における開票事務を併せて行う選挙会は、次の場所及び日時に行う。

平成23年4月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校 体育館
- 2 日時 平成23年4月24日 午後9時10分

(平成23年4月17日揭示済)

天選告示第32号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙における選挙公報に候補者の氏名等を掲載する順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成23年4月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成23年4月17日 午後5時15分

(平成23年4月17日揭示済)

天選告示第33号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名等の揭示の掲載の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成23年4月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成23年4月17日 午後5時30分

(平成23年4月17日揭示済)

天選告示第34号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成23年4月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所 1階 131会議室

(平成23年4月17日揭示済)

天選告示第35号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成23年4月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成23年4月17日揭示済)

選挙長告示第1号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成23年4月17日

天理市議会議員選挙
選挙長 堀内靖介

選挙期日の告示日 天理市川原城町605番地 天理市役所 5階 533AB会議室
選挙期日の告示日の翌日以降 天理市川原城町605番地 天理市役所 天理市選挙管理委員会事務局

(平成23年4月17日揭示済)

選挙長告示第2号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙における選挙長の公印を次のように定め、平成23年4月17日から使用する。

平成23年4月17日

天理市議会議員選挙
選挙長 堀内靖介

方 18ミリメートル
書体 てん書

(平成23年4月17日揭示済)

選挙長告示第3号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成23年4月17日

天理市議会議員選挙
選挙長 堀内靖介

- 1 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成23年4月21日 午後5時15分

(平成23年4月17日揭示済)

選挙長告示第4号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙につき、候補者として別紙のとおり届出があった。

平成23年4月17日

天理市議会議員選挙

選挙長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成23年4月24日揭示済)

天選告示第36号

平成23年4月24日執行の天理市議会議員選挙の当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成23年4月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

住 所	氏 名
奈良県天理市田部町337番地4	菅野 豊盛
奈良県天理市櫛本町2221番地1	飯田 和男
奈良県天理市二階堂上ノ庄町325番地	広井 洋司
奈良県天理市柳本町2001番地18	東田 匡弘
奈良県天理市檜垣町182番地	今西 康世
奈良県天理市勾田町116番地3	中西 一喜
奈良県天理市長柄町1851番地1	三橋 保長
奈良県天理市富堂町223番地10	大橋 基之
奈良県天理市遠田町381番地3	川口 延良
奈良県天理市二階堂上ノ庄町173番地37	荻原 文明
奈良県天理市前裁町99番地2	前島 敏男
奈良県天理市柳本町1023番地1	堀田 佳照
奈良県天理市杉本町383番地62	岡部 哲雄
奈良県天理市田井庄町110番地6	市本 貴志
奈良県天理市田井庄町581番地	寺井 正則
奈良県天理市田町151番地14	加藤 嘉久次
奈良県天理市川原城町344番地	山本 治夫
奈良県天理市石上町557番地2	佐々岡 典雅

公営企業

(平成23年4月7日揭示済)

天理市上下水道局告示第5号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成23年4月7日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成23年4月7日

天理市上下水道事業管理者
中谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (株) 大角水道設備工業所

代表者 大角 豊彦

住所 奈良県生駒郡三郷町城山台1-4-30

天理市指定給水装置工事事業者
商号 (株) ライフサポート
代表者 山宮 剛
住所 東京都中央区新富 1 - 6 - 1 京橋第 5 長岡ビル 5 F

(平成23年 4月26日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第 9 号

天理市上下水道局職員就業規則 (平成13年 3月天理市水道ガス局管理規程第 7 号) の一部を次のように改正する。

平成23年 4月26日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

別表第 3 第19項を次のように改める。

<p>19 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
---	------------------

別表第 3 中第23項を第24項とし、第22項を第23項とし、第21項を第22項とし、第20項の次に次の 1 項を加える。

<p>21 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
--	-------------------

附 則

この規程は、平成23年 5月 1 日から施行する。